

## 佐賀藩初期の検地と知行政策

黒田, 安雄  
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7182146>

---

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 25, pp.73-107, 1980-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

# 佐賀藩初期の検地と知行政策

黒田安雄

## 目次

- 一 豊臣政権の知行割
- 二 慶長検地と三部上地
  - (1) 慶長検地の意義
  - (2) 三部上地と鍋島一門の知行地拡充（以上本号）
- 三 知行地の配置と構成
- 四 知行制の構造とその特質

## 一 豊臣政権の知行割

天正十五年、竜造寺政家は肥前のうち七郡（佐賀・神埼・三根・小城・杵島・藤津・下松浦の一部）を、また鍋島直茂は政家とは別に養父半部と高来郡の神代を、さらに竜造寺家晴は高来郡の諫早を与えられて豊臣政権の新しい統一的知行体系のなかに包摂されるに至った。天正十八年一月の豊臣秀吉の朱印状によると、それは石高にして三〇万九、九〇二石であった。そこでまず、竜造寺領国における天正十六年段階の検地に言及しておこう。

さて、天正十六年の検地については、天正十六年八月五日「佐賀郡之内巨勢庄之内小太郎村検地帳」と天正十六年戊子霜月吉日「肥前国三根郡西島村光浄寺弥吉名検地帳」写が残されている。<sup>(1)</sup> 両帳の末尾には、前者に「右惣上田数

佐賀藩初期の検地と知行政策

佐賀藩初期の検地と知行政策

本十式町三反三丈中 右惣以上検地坪合拾一町四段五畝四歩」とあり、後者に「右総以上検地坪合而廿四町九反九畝廿三步、右之穀積合テ二百卅四石二升六合杓」とあって、天正十六年検地を契機に土地丈量単位の大半小制から一段<sub>二</sub>三六〇歩という町反歩制が導入されるとともに、田畠・屋敷毎に字（在坪）・地積・名請人を一筆毎に記載した検地帳が作成され、同年十一月の時点から指出高に穀積りがなされたことが窺える。これらの事実は、かつて筑後の国人領主で、天正十五年佐賀に移って竜造寺氏に臣従していた田尻鑑種が、その後天正十七年、西松浦郡の山代において分米一、六四九石を与えられた際、つぎのように述べていることと表裏の關係にあったと思われる。

覚

一今度、就各御知行替、至我等以下茂、替地即時ニ被仰付、剩穀足之儀、被相加候之事、外聞実儀、生々世々、難有忘却、忝存候事

一我等親子之事、跪御村中へ罷居可然候するや、是又、兎角、加州様御分別次第たるへき之事

付、因茲、入組有之之事

一穀積之儀、とても御事ニ能々以御勘定、被仰付、始末、御奉公相届候様、御分別、奉憑候事

付、当時妻子可罷居在柄之事

以上

「穀積」といい、また「穀足」といい、史料不足からその内容を確定するまでには至らないが、要するに天正十六年の検地を契機に町反歩制が採用され、指出高に一定の操作を加えた「石」高表示の知行宛いがなされるに至ったのであり、錯雑した所領・権利關係を残しつつも、一部家中の所替と家中妻子の佐賀城下への移住の政策が押し進められつつあったことが知られる。さらに、天正十六年十月廿三日付の平吉刑部丞宛須古信周・鍋島信生・竜造寺家就連署状には「其方下地八町五反、三ヶ一上納之儀、御赦免候」と指示され、また慶長十八癸丑年四月十七日付の「日億

光勝寺由緒寺領等書上<sup>(4)</sup>には「隆信様・<sup>(竜造寺)</sup>賀州様御代まで、十九町被成御立候、其後、近代ニ罷成、天正十六年戊子、

寺領落之時、右之内より、賀州様以御芳志、五町六段八畝十六歩半被御立候、此米三十三石四斗四升ニ而候」とあるので、天正十六年の検地の際一部家中の三分一上地と寺領の勘落が行われたことも明らかである。これら一連の措置が竜造寺氏の領国支配を強化する積杆となつたことはいうまでもなく、この検地の結果に基づいて、その後天正十八年一月、豊臣政權は竜造寺政家の嫡子藤八郎（高房）に「肥前国竜造寺藤八郎知行割之事」<sup>(5)</sup>と題する朱印状を交付したのであった。

第1表 天正18年1月の知行割明細

内 訳	本 高	加増分	合 計	知 行 地
藤八郎京のまかない	30,000	—	30,000	佐賀郡、小城郡
民部太輔(政家)いんきよ分	5,000	—	5,000	
佐賀にてのたい所入	11,200	—	11,200	
馬廻ニわりわたすへき分	80,000	—	80,000	
後藤善次郎(家信)	11,800	2,200	14,000	三根郡、藤津郡
竜造寺六郎次郎(長信)	7,670	2,400	10,070	
竜造寺いせ松(勝茂)	7,000	2,000	9,000	
神代二郎(家良)	4,840	1,200	6,040	
竜造寺阿波守(信周)	2,590	2,660	5,250	
竜造寺七郎左衛門(家晴)	19,188	—	19,188	高来郡
鍋島加賀守(直茂)	44,500	—	44,500	神埼郡
小給人ニわりて可遣分	67,650	—	67,650	杵島郡、下松浦郡、彼杵郡

(註)「肥前国竜造寺藤八郎知行割之事」によって作成。

佐賀藩初期の検地と知行政策

注目すべきことは、朱印高に竜造寺氏の一門と重臣にそれぞれ分与すべき知行高と知行地が指示され、「銘々ニ御朱印可被下候也」と付言されていたことであり、これは翌々三月になって各人に付与された朱印状に「藤八郎ニ致随逐、軍役等可相勤者也」と付言してあるのに対応するものであった。すなわち、朱印高三〇万九、九〇二石のうち、竜造寺氏の一門である後藤善次郎(家信)・武雄竜造寺・竜造寺六郎次郎(長信)・多久竜造寺・竜造寺阿波守(信周)・須古竜造寺・竜造寺七郎左衛門(家晴)・諫早竜造寺と神代二郎(直茂の弟信俊三男家良)が、それぞれ一万四、〇〇〇石・一万〇、〇七〇石・五、二五〇石・一万九、一八八石と六、〇四〇石を宛行われており、小給人分六万七、六五〇石の知行割さえも「右小給人所付わり付候て、あけ可申、銘々

ニ御朱印可被下候也」と豊臣政権の承認が必要とされていた。一方、これに対し竜造寺氏の重臣鍋島直茂は四万四、五〇〇石、その子勝茂は九、〇〇〇石、都合五万三、五〇〇石を宛行われており、鍋島氏の知行高が竜造寺本家の知行高である「藤八郎京まかない」の三万石・「佐賀にての台所入」の一万一、二〇〇石・「民部太輔（政家）いんきよ分」の五、〇〇〇石、都合四万六、二〇〇石を上廻っていたのである。

豊臣政権が竜造寺氏の権力機構のなかに直接介入して竜造寺氏の戦国大名的軍事構造を解体し、この時期領国支配の実権を掌握していた鍋島氏を頂点とする近世大名領国の形成を意図していたことは、佐賀郡と小城郡に蔵入地と馬廻衆の知行地を集中的に設置し、鍋島直茂にさきに彼が秀吉から宛行われた養父半部に隣接した最も生産力の高い神崎郡に最高の知行高を配分する一方、竜造寺六郎次郎を小城郡の多久地方から、竜造寺阿波守を杵島郡の須古地方から、後藤善次郎を同じく杵島郡の武雄地方から、神代二郎を神崎郡と小城郡から、いずれも三根・藤津両郡への所替を指示していることが端的に示しており、豊臣政権は統一的軍役を課すためにも竜造寺氏の戦国大名領国を近世大名領国へ改変し、豊臣体制のなかにその領国を位置づけようとしていたのである。しかし、これら竜造寺氏一門・重臣の本拠地移転とその家臣団の本領離脱は豊臣政権の意図に反して完全に実施されるには至らなかった。それは天正十八年一月の朱印状に三根および藤津郡の内一万四、〇〇〇石と所付されている武雄竜造寺家の後藤善次郎と、同じく高来郡で一万九、一八八石と所付されている諫早竜造寺家の竜造寺七郎左衛門（家晴）が、同年三月に至り、それぞれつぎのような「知行方目録」を豊臣政権から付与されているからである。

#### 領知行方目録

一 參千三百七拾九石貳斗

一 九千參百六拾四石八斗

一 參千六百五拾九石貳斗

きしま郡内

長 島 庄

同 郡

塚 崎 庄

下まつら郡内

有 田

一 參千參百石七斗

合 壹万九千七百參石九斗

右、於肥前国、令扶助之訖、可全領知、然上は、(竜造寺高房)藤八郎致随遂、軍役等可相勤者也、

天正十八年三月七日 (秀吉) (朱印)

後藤善次郎とのへ

領知方目錄 (7)

一 壹万四千八百貳石八斗

一 貳千貳百五石五斗

一 九百九拾壹石

一 四千五百參石壹斗

合 貳万貳千五百貳石五斗

右、於肥前国、令扶助之訖、可全領知、然上は、藤八郎致随遂、軍役等可相勤者也

天正十八年三月七日 御朱印

竜造寺七郎左衛門とのへ

すなわち、後藤善次郎は旧領である杵島郡の塚崎と長島庄を、また竜造寺七郎左衛門は旧領の伊佐早庄に加えて藤津・彼杵・小城郡内の一部に知行地を与えられており、こうした措置は多久・須古の両竜造寺氏、それに神代氏も同様であったと考えられる。このように、根こそぎの所替をめざした豊臣政権の知行割が当初の方針に反して旧領安堵

佐賀藩初期の検地と知行政策

おき郡内  
東郷

高木郡之内伊佐早庄

藤津郡之内

彼杵郡之内

小城郡之内

佐賀藩初期の検地と知行政策

を原則とする知行割となつたのは、「鍋島越後守戦功書」に「天正十八年三月七日、高房公御領内七城ニ被相極、残城々破却可仕旨、秀吉公御下知有之候、右七城は直茂公蓮池之御城、竜造寺七郎左衛門伊佐早城、後藤善次郎黒髮城、竜造寺安房守・同彦右衛門須古城、鍋島豊前守恒広城、竜造寺六郎次郎八戸城、神代次郎芦ヶ里城ニ而候事」と「城破」の措置が指摘されているように、依然として、この時期竜造寺領国の軍事力を構成する竜造寺氏一門と重臣がそれぞれの本拠地を中心とする個別領主的存在であり、竜造寺氏から独立した所領支配と家臣団を擁し、独自の再生産構造を有していたことであつた。しかし、ここで重要なことは、天正検地とそれにもとづいて打出された知行割方針がその後豊臣政権の諸大名に対する最大の軍役賦課である朝鮮出兵が鍋島直茂に命じられたことと相俟ち、このとき竜造寺氏の下で領国支配の実権を掌握していた鍋島氏の大名権力確立の契機となつたことであり、やがて徳川政権下の慶長検地と二度にわたる三部土地政策によって、領国の戦国大名的体質は漸次改変され、鍋島氏を頂点とする統一的農民支配体制の基礎とそれにもとづく知行制が確立する。そこでつぎに、竜造寺氏の領国を継承した鍋島氏が、鍋島氏を頂点とする支配体制を確立するために如何なる知行政策を実施したか考察することにしよう。

【註】

(1) 天正検地については史料不足のため不明確な点が多いが、さしあたり松下史朗「佐賀藩の石高制と地米」(九大「経済学研究」第四四卷五・六号一三三—一三七頁) および長野暹「佐賀藩徴租法に関する若干の考察」(九州文化史研究所紀要第二十五号)を参照。なお、この間、松下志朗氏と長野暹氏に種々貴重な助言を得た。記して謝意を表する。

(2) 「田尻鑑種条書案」(『佐賀県史料集成』第七卷二八一—二八二頁)。

(3) 「竜造寺家就外二名連署状」(『佐賀県史料集成』第十七卷一六三頁)。

(4) 「佐賀県史料集成」第五卷二二三—二三四頁。

(5) 「家晴公 御代」(『長崎県史・史料編』第二卷七三七—七三八頁)。

(6) 「豊臣秀吉朱印状」(『佐賀県史料集成』第六卷二七頁)。

(7) 「極密調手扣物 全」(佐賀県立図書館所蔵)。

(8) 右同。

(9) 豊臣政権の意を受けた竜造寺による天正十六年検地につづき、文禄四年豊臣政権による太閤検地が肥前国の東部で行なわれている。『基養精細録』には文禄四年九月の後の対州藩領の基肆郡・養父郡の村々の検地帳のみが収められて養父郡南半の村々の方の検地帳はないが、しかし文禄四年十二月朔日付の鍋島直茂あての秀吉の朱印状写が存在する(『佐賀県史料集成』第一卷三七二―三七三頁)。養父郡南半の村々で五、七〇〇石とあるこの領知方目録は、この時の検地による石高であり、文禄四年の検地は佐賀藩領の少なくとも一部にはおよんだのである(『佐賀県史』中巻八六頁)。

## 二 慶長検地と三部上地

### (1) 慶長検地の意義

慶長十年、徳川幕府は公儀普請役賦課基準の石高から物成(年貢)高への切り替えを口実に、全国の諸大名からその領地および寺社領の石高・物成高と国絵図を徴するところがあり、それをうけて鍋島氏が作成したのが、いわゆる「慶長年中肥前国絵図」であった。そして、その後、慶長十八年になって幕府から知行目録の提出を要求された際、三月十一日付「鍋島信濃守分領高積」によれば、佐賀藩の領知高は惣高合わせて三五万七、〇三六石五斗九升九合四勺一札、惣物成合わせて二三万六、九八五石四斗五升七合、右の外に小物成三、〇四四石九斗一升一合であった。注目すべきことは、慶長十八年六月の目録提出に際し、鍋島勝茂が「右之前、慶長五年、以井伊兵部少輔殿御取次拝領仕候、雖然、其節御朱印ハ不致頂載候、御奉行衆御書出も無御座候、此内右高頭を以御役儀相勤申候、只今、郷目録も相副差上申候」と上申していることである。すなわち、関カ原役後、佐賀藩は本領を安堵されたにもかかわらず、領知朱印状や奉行衆書出を下賜されておらず、ただ指出高によって普請役高が割当られてきたことが述べられているのである。こうして、このときの石高は鍋島氏に対する公儀普請課役の基準となつて、その後元和三年「將軍秀忠、公ヨ



佐賀藩初期の検地と知行政策

り直茂公御極老ノ程ヲ被思召、勝茂公へ肥前国御知行高ノ御朱印被差出<sup>(3)</sup>とあるように幕府が鍋島勝茂に判物を交付するところとなり、それが佐賀藩の公称石高（朱印高）となったのである。

重要なことは、幕府が全国の石高・物成を書き上げた「御前帳」と国絵図を掌握した慶長十年に、佐賀藩では本格的な検地が開始されていたことである。<sup>(4)</sup>

定

一ミち江川ミて作□ニなすへき事

一諸郡配分はつれ、可相改事、

付、けんちの時、あれ所ニつき候所、可相改事

一芦野之内、新開ニ可成所、可□□事

右之別、不可有油断者也

慶長十年二月三日

加 ○（黒印）

野村右馬允

今泉橘左衛門尉

馬渡九左衛門尉

まじる

すなわち、慶長十年二月を期して、領内諸郡の「配分はつれ」の摘発と荒廢地および新開可能地の積極的把握が意図されており、以後慶長十四年にかけて一連の徳川幕府の普請課役の遂行を背景に強力に推進された慶長検地は、その後の二度にわたる家臣団に対する三部上地と相俟って、鍋島氏の大名権力確立に一段階を画したのであった。そこで、以下知行制との関連で注目される検地と農民支配政策の特徴をあげればつぎのようになる。

第一に、検地を通じて田畠屋敷の面積・品位・名請人・物成量が明確に把握され、藩政期を貫く原則となった物成知行の体制が確立したことである。年紀を欠くが慶長七年以前と推定される十月廿六日付鍋島勝茂書状<sup>(5)</sup>には「内田正右衛門尉方、朝鮮奥々迄一人辛勞被申候間、今度加州<sup>(直志)</sup>へ令談合、知行定成三百石遺候条、在所可然地を急度被相渡尤候」とあつて、すでに年貢高（＝定納高）、すなわち物成高による知行体系が成立していたことが窺え、「佐嘉領高物成等覚書」には慶長検地を契機に物成知行の体制が確立したことが、つぎのように指摘されているのである。

#### 覚

一高三拾五万七千三拾六石五斗九升九合

#### 内

高六千貳百九拾石四斗四升六合、寺社領、

物成貳拾三万六千九百八拾五石六斗五升七合壹尺、

右之外ニ、三千四拾四石七斗壹升壹合、小物成

都合、米貳拾四万三拾石三斗六升八合壹尺、

右者、先年 御公儀江肥前一国絵図被差上候砌、御領中書付之分、

一高三拾五万七千三拾六石五斗九升九合

但、右之高ヲ六ツ七部貳合四尺成ニメ、

物成貳拾四万三拾石三斗六升八合壹尺

#### 内

知行・切米・御配当分・寺社領・内儀方・諸切米、共ニ高積ニメ之分、

一高貳拾貳万四千百貳拾九石貳斗八升貳合、

佐賀藩初期の検地と知行政策

佐賀藩初期の検地と知行政策

但、成右ニ同、物成拾五万六千九百九拾七石八斗五合貳尺五札、

御蔵入之分、

一高拾三万貳千八百(五カ)拾六石貳斗八升、

但、成右ニ同、

物成八万九千三百三拾貳石五斗六升貳合八尺五札、

一高四拾九万七千八百八拾五石壹斗八升

但、此物成ヲ五ツ成ニメ、高積り、右之分寛

物成貳拾四万三拾石三斗六升八合壹尺

寛永十年酉

二月二日

すなわち、右の史料は佐賀藩が寛永十年の幕府巡見使来藩に際し作成した二種の目安の一つで、二代將軍秀忠から三代將軍家光への代替りの判物改めに際し領知高の引上げを試みた際の高積である。このとき表高の引上げは結局実現をみるに至らなかつたのであるが、その冒頭に「先年 御公儀江肥前一国絵図差上候砌」の指出高三万七、〇三六石五斗九升九合に対応して、二公一民の物成高二万四、〇三〇石三斗六升八合一勺が書上げられている。つぎに物成二万四、〇三〇石三斗六升八合一勺から免率「五ツ成」で逆算した石高四万九千七、八八五石一斗八升が算出されているのであって、こうした物成を基準に石高が算定される物成知行の体制が慶長検地によって確立したのである。つぎに知行宛行状を示そう。

肥前国三根郡坊所地頭分四百八石四斗、寺家分之内貳百四石八斗五升、市武五町分仁百三拾四石八斗五升、草野分六拾壹石七斗八升、廿五町分三百廿壹石壹升、九町分百八石四斗六升、庄分百拾七石貳斗三升、上宮富分百壹石四斗、江見村百九拾貳石四升、合而千七百五拾斛地之事、宛行畢評付在別紙者、早任先例之旨、可領知之状如件

慶長十六年正月十一日

勝 茂 (花押)

鍋嶋生三

生三こと鍋嶋道虎は、肥前神埼郡の旧族姉川氏の養子となったことから姉川鍋嶋氏と称し、また知行地が主として三根郡坊所にあったところから坊所鍋嶋氏ともいい、すでに文禄のころから鍋嶋直茂・勝茂父子の信任をえて藩政の枢機に参画していた。

ところで、その鍋嶋生三は慶長検地に基づいて三根郡のうちの坊所郷、さらには下村郷の内に分散して一、七五〇石の知行を宛行われているのであるが、さらに右の知行宛行状と同じ長野暹氏の紹介された慶長十六年辛亥正月十一日付の「肥前国三根郡坊所郷之内庄分」と題した坪付状には、

源太郎 中老段式畝拾仁歩半

同坪 中式段老畝拾五歩

同坪 下式段仁畝拾仁歩

次郎三郎  
新九郎  
善四郎

と一筆毎に田畠屋敷の所付・品位・面積・名請人などが記入されており、またその末尾に

都合田畠屋敷拾四町

定米百拾七石仁斗三升

内

但老反ニ付老右仁斗代

上田老町八段五畝拾四歩

但老反ニ付米老右代

中田六町式段七畝拾仁歩

但老反ニ付七斗五升代

下田式町九段三畝廿六歩半

佐賀藩初期の検地と知行政策

(中略)

但巻反ニ付米斗代

下畠三反九畝廿九步

但巻反ニ付米壹升代

下々畠九反壹畝八步

生三 ㊦

と田畠敷面積の合計と定米高が記載されている。すなわち、前者の知行宛行状のうちの「庄分百拾七石式斗三升」は後者の坪付状に「都合田畠屋敷拾四町 定米百拾七石仁斗三升」とある定米と同一であり、知行宛行状の高は実際の収納高を示す物成高であったのである。

このような物成知行の体制がとられたのは、天正十六年の、豊臣政権の意を受けて実施された竜造寺氏の検地が指出検地で、文禄四年の太閤検地も養父郡のみという全領域にわたる生産高把握の検地が実施されなかつた結果、徵祖法が土地面積と品位を基準とする賦課方式(反取法)<sup>(9)</sup>の採用となつたことにもよる。しかし、より根本的には、慶長十五年の尾州名古屋城普請役について、「尾州御普請、弥造作可入躰ニ申来候、なニ共令迷惑候、此中其もとにての控量之上ニ、家中よりの借銀、はや京伏見にてかり候銀、三百貫ニ及在之儀候間、百石ニ付而巻貫目程之役たるべく候間、万事被得其意、肝用候、又蔵入<sup>ル</sup>此中色々遣方之借銀、ふしミにて相改見申候へハ、今度之御普請ニ不相構、式百七十貫目在之儀候、又今度尾州御普請ニ蔵入<sup>ル</sup>可出銀子、又我等今度方々への遣物料之銀子、可為過分候間、蔵入今年之物成にては、皆納之儀中々相調まじきと迷惑千万ニ候、其ニ付、弥蔵入耕作念を入、家中手前<sup>ノ</sup>損毛無之様ニ氣遣肝用候」という鍋島勝茂の書状に窺えるように、石高制下の過重な軍役(≡普請役)の下で家中を再生産させていくためには物成基準による諸役負担の実質的公平化をはかることが緊急の課題となつていたことであつた。実際、その後元和六年十一月、江戸詰費用の家臣団の負担が<sup>(11)</sup>

定米壹萬三千六百石  
一銀壹貫七百九拾五匁式分

但百石ニ付銀拾三匁式分宛  
諫早右近允殿

定米壹万七千三百五拾五石六升

一同壹貫六百三拾八分七厘

定米壹万七千五百石

一同壹貫五百三拾壹石二分

(後略)

多久長門守殿与私  
武雄主殿助殿

とあるように定米、すなわち物成高を基準にして賦課されていることが、その間の事情を如実に物語っている。

第二に、検地が藩権力による村の掌握と密接に関連しつつ展開された結果、新開地が領主的土地所有の下に「余田」として統一的に掌握されるに至ったことである。慶長九年の「当物成目安」<sup>(12)</sup>による蔵入高は五万八、三九六石五斗、このうち慶長四年以後検出された増加分は「余田米」として一万九、一五一石七斗が計上されており、年貢収納が反取りでなされることから田畠反別の掌握は重要事であった。このため、鍋島直茂の「覚」<sup>(13)</sup>に

一我等知行分、検地余分候ハハ、堅固ニ申付、手キハよく指渡事、口上

□地之上、何事□取沙汰□間敷事、村々郷々分々ニ帳堅め申付、惣合之員数、不存やうニ可申付候、  
何も西長ニ、可申候、以上

五月九日

生三  
参

とあるように村単位の年貢量の確定を基礎とする藩権力による村の掌握がめざされており、また

仁比山水上坊領、上条郷之内院内并仁王門之内屋敷

右、田畠屋敷、合四町四段貳畝十九歩

此米、三十八石四斗七升八合九杓

内 余田貳反八畝九歩半

佐賀藩初期の検地と知行政策

佐賀藩初期の検地と知行政策

此米 四石六斗九升壹合六杓六札

右、慶長十六年御検地上る、御積如此

元和七年  
十月八日

泰 純 (花押)<sup>(14)</sup>

と余田の検出が強力に推進され、余田高は知行高ないし蔵入高へ繰込まれたのであった。

第三に、検地を基礎に土地と農民を一体のものとして把握しようとする藩権力の政策基調が、この段階で確立した  
ことである。

今年御領中塩土井・水土井・道橋手間遣之外、一切百姓被召遣間敷由候条、耕作一篇二下々念を入候様ニ、無由断  
可被申付候、次ニ前人付之内、何方罷出候ハハ、領主代官可為曲事由候間相改、自然他出之者候ハハ、早速可召歸  
歎息肝要ニ候、やとひに罷出儀も堅可為停止候也

慶長十五年

正月三日

(多久安順) 長門守 (花押)  
(武雄茂綱) 主殿助 (花押)  
(須古忠忠) 下総守  
(鎌早直孝) 右近允 (花押)

生 (三)<sup>(15)</sup>

すなわち、検地終了の翌慶長十五年早々には、竜造寺四家の連署によって給地・蔵入地をとわず、塩土井・堤築造  
・道橋普請以外の農民の使役と他出が全面的に禁止された。検地を通じて「人付」、すなわち貢租夫役負担農民の把

握がなされて、「前人付之内、何方罷出候ハハ、領主代官可為曲事由候間、相改、自然他出之者候ハハ、早速可召帰歎息肝要ニ候、やとひニ罷出儀も堅可為停止」と農民の土地緊縛が強化され、個々の給人支配を超えた藩権力による一元的農民支配が成立したのである。

なお、これよりさき、慶長十年には

一家中之もの、私之百姓被官、縦相果候而不叶義候共、私ニ不討果、上江申上候事

但、則刻相果候て不叶仕合候ハハ、不及申上候事

一百姓江無理可仕懸仁於在之ハ、聞出次第、其在所取上べき事

と給人による被官やその知行地の農民に対する恣意的制裁の禁止が示達されているが、さらに慶長検地後の元和四年<sup>(16)</sup>には<sup>(17)</sup>

一為給人百姓、無理を仕懸ル地頭於有之者、被聞召付次第、其在所可被取上申候事

一不依給人百姓、自他方之走者、縦如何躰之雖為縁者、不遂案内、私ニ相抱間敷候事

一不依給人百姓町人、自他方之走者、並無縁之徒者ニ、一切宿を借スヘからさる事

一不依給人百姓、其主人領主ニ不相届、人を抱ましきの事

と定められ、また

一不依給人百姓町人、不遂案内、何方奉公ニ罷出儀、並賃取ニ参候儀、堅法度之事

一公儀御普請之掟、並供之刻者、法度之条々前如相定候、不可相違事

一諸沙汰難分り様子於有之者、直ニ可承事

一兼而為存又内之者、不遂案内、致成敗儀停止之事

と規定されており、給人独自の検断権が否定される一方、農民の土地緊縛もいっそう強化された。こうして元和七年



十月には蔵入地のみならず知行地の農民使役・賦役收取に関する嚴重な規制が打ち出されて、つぎのように郡代にその遵守が命じられているのである。<sup>(18)</sup>

一於郡郷申付候掟、自然相違仕儀於有之者、無用捨、為郡代可申出事

一壹万石ニ付而、大散使壹人ニ切米拾五石宛之事

但、夫料之内より

一同大散使へ、田三町之点役・郷役差免候事

一小庄屋へハ、点役前、米百石ニ付而七石宛差免候事

一配分所舛并斗并俵之出入、蔵入並ニ可申付事

一塩土井・水土井、手間賦之事

一至百姓、無理を仕代官・給人於有之ハ、承立可申出事

一荒所之儀、請取く之ニ郡相改可申聞事

一野山成之事、百姓迷惑ニ成候儀、聞出次第、為郡代可申出事

一百姓或走、或不遂案内地方奉公ニ罷出儀、又は賃取ニ参候儀、堅令停止候間、切々念を入相改、若違背之者於有

之は、無油断、親類中へ可申届候、蔵入百姓之儀は、生三・鍋島平右衛門へも可申渡事

一夫料として、物成菘石ニ付而、蔵入よりハ五升、配分所ハ三升、惣百姓共より差出、郷夫召仕間敷事

但、召仕候ハて不叶儀ハ、其手寄く之在所之者ニ料を差出、可召仕事

このように、慶長検地を契機に農民の土地緊縛が強化されて物成知行の体制となり、統一的農民支配体制の基礎とそれにもとづく知行制が確立したが、重要なことは、鍋島氏が検地を踏まえて慶長十五年全家臣団に対し三部上地を命じ、その蔵入地化をはかる一方、さらに元和七年にも童造寺一門四家に三部上地を強制し、これらの三部上地によ

つて拡大された蔵入地を基盤に慶長から寛永期にかけて鍋島氏直系一門の創出とその知行地の拡充をはかったことである。そこでつぎに、三部上地をめぐる知行政策について考察することとしよう。

(2) 三部上地と鍋島一門の知行地拡充

第2表 慶長・元和期における竜造寺および鍋島一門の上地高推移

氏名	上地前の物成高	慶長15年の上地高	上地後の物成高	元和7年の上地高	上地後の物成高
	石	石	石	石	石
諫早	21,387.2	6,416.2	14,971.2	4,491.0	10,480.0
武雄	17,298.279	5,189.479	12,108.8	3,480.0	8,628.8
多須	16,400.0	4,900.0	11,500.0	3,928.349	7,571.651
須鹿	6,432.0	1,899.0	4,533.0	1,233.0	3,300.0
神代	10,000.0	3,000.0	7,000.0		
村田	4,500.0	1,350.0	3,150.0		
横岳	3,000.0				
横岳鍋島	3,777.0	1,133.0	2,644.0		
姉川鍋島	2,698.0	809.0	1,889.0		
神代鍋島	2,500.2	750.0	1,750.0		
深堀鍋島	2,214.2	664.2	1,550.0		

〔註〕「御親類始御家老迄家々之大概」によって作成。

鍋島勝茂が竜造寺氏の家督を相続して藩主となった慶長十二年段階の鍋島一門には、天正四年以来藤津郡の鹿島にあって「藤津衆」を統轄していた直茂の兄鍋島信房、石井信忠の長男で一時直茂の婿養子になつてその後慶長五年横岳頼統の遺領を相続していた鍋島茂里、鍋島一族で姉川家を相続していた鍋島道虎（生三）、茂里の弟で深堀純賢の養子となつていた鍋島茂賢、直茂の弟小川信俊の三男で神代家を相続していた神代家長等が上級家臣として存在していた。しかし、これら鍋島一門の知行高（物成）一萬五、六八九石余は諫早・武雄・多久・須古・村田の竜造寺一門五家の知行高（物成）六萬四、五一七石余の二〇%にもみたなかつた。すなわち、竜造寺一門五家の知行高（物成）六萬四、五一七石余は慶長九年の「当物成目安」の蔵入高五萬八、三九六石五斗を上廻わり、知行高において竜造寺一門は鍋島一門に対し圧倒的優位をたもち、かつ鍋島氏とも拮抗していたのである。

こうした状況のなかで、勝茂は前述の慶長検地を通じて石高の打出しをはかる一方、まず慶長十三年には「今年鍋島豊前守信房、居城鹿

島恒広并藤津郡ノ領地ヲ四男鍋島伝兵衛茂教ニ譲り分家ス、時ニ公恒広城附并新町可支配旨御判物被下、同十一月信房又手組藤津郡衆ヲモ相譲ル、此時モ公御判物ヲ被成下ケリ<sup>(19)</sup>とあるように叔父の鍋島信房を藤津郡の鹿島から高来郡の神代<sup>(18)</sup>へ移して神代鍋島家を、また翌十四年には弟忠茂に新たに定米一万石を与えて鹿島鍋島家を創設した。検地と併行して一部家中の所替と蔵入地の統廃合がなされたのである。

すなわち、慶長十四年霜月廿七日付の多久長門守宛勝茂書状<sup>(20)</sup>には、

書中被見申候、

一 助右衛門尉居屋敷之儀者、<sup>(小山茂成)</sup>小平五左召置可申候、家之儀者、助右勝手能様ニ可有談合候、先様之儀者、右之分ニ存候、いまた申ハ不聞セ候

一 和泉知行所之儀、<sup>(鍋島忠茂)</sup>納干兵衛參、御仕分相澄候由、尤ニ存候

一 伝兵衛知行所之儀、<sup>(鍋島茂教)</sup>談合相究候哉、片時も急相渡り候様ニ、肝要ニ存候

一 蔵入所、藤津之内・芦ヶ里之内、いまた村付不相澄、代官之者共へ早々引渡し申度候条、被相究、晩本書付可給候、失念有間敷候、恐々謹言

<sup>(慶長十四年乙)</sup>  
霜月廿七日

勝茂(花押)

とあって、慶長十四年の末には鍋島忠茂の所領・鍋島伝兵衛の知行地、それに蔵入地の所付等がなされている。そして検地作業の総括として、慶長十五年十一月十六日には佐賀郡川副庄や杵島郡白石などの代官所の判物が代官の鍋島生三や石井清五左衛門尉等に発給される一方、慶長十六年正月十一日付で三部上地による残七部の知行地について改めて家中に物成高による知行宛行状が交付されたのである。

年紀を欠くが慶長十五年十二月と推定される多久長門守宛勝茂書状<sup>(21)</sup>には

諸与之知行わり、相澄候ハハ、早々見申度候、此中延引申候間、可有急候、何も御返事ニ可承候、恐々かしく  
十二月十八日

とあり、また同じく鍋島生三宛勝茂書状には「我等馬廻はい分、今日中ニ相澄可申候、くし取者不罷成様子候間、皆  
々わり付申候、其心得尤候」とあって、知行割付けにもとづき同年十二月廿五日にはつぎのような判物が交付されて  
いる。

生三与私<sup>(23)</sup>

合米五千貳百拾九石七斗三升

内

三根郡坊所郷之内

米貳千九百九十石九斗五升一合

同郷下村郷之内

米千五百五十三石五斗四升

藤澤郡五町内

米貳百拾九石貳升六合

同郡日坂之内

米三百八十七石三斗四合

養父郡藤村之内

米貳拾壹石

小坂郡白ヶ里之内

米四拾七石九斗九合

已上

右之分ニ与私ニ相渡候間、出入無様ニわり可渡者也

十二月廿五日

信濃守（花押・黒印）

佐賀藩初期の検地と知行政策

佐賀藩初期の検地と知行政策

成富十右衛門尉与私<sup>(24)</sup>

合米三千四百四拾壹石八斗五升

内

佐賀郡園分村

米三百四十八石壹斗

同郡石寺村

米四百八十四石六斗九升

同郡小川分之内

米七拾七石壹斗九升

三根郡下村郷之内日松寺分

米百卅壹石七升

同郡坊所郷之内瀬戸口分

米九十式石五斗四升

同郡上寄入分之内

米百廿四石四斗三升九合

同郡矢俣之内大丸分

米貳百卅三石壹斗壹升

同郡矢俣南郷之内

米貳百貳十石貳斗

三根郡下村郷こもの江之内

米百六十六石壹斗六升七合

同郡矢俣坂口村之内

米五拾石

杵嶋郡三法方

米千貳百石

同郡白石の目之内

米百拾石七斗壹升三合

同郡伊賀代ヶ里之内

米九十八石九斗八升

藤津郡五町田之内

米百四石六斗五升壹合

已上

右之分、与私ニ相渡候間、出入無之様ニわり可渡者也

十二月廿五日

信濃守 ○ (黒印)

(花押)

「与私」とは「与中并私之家中」あるいは「与中私之被官」のことで、家臣団構成の中核をなす大組の大半と頭を通じて大組を構成する家中に知行地が与えられている。重要なことは、両組の知行地が広範囲に分散して存在していることであり、鍋島生三与私の場合は五郡・五郷に、また成富十右衛門尉与私の場合は四郡・九郷にわたる分散知行であった。その具体的内容を典型的に示しているのが「某村内」の表記で宛行われている石井清五左衛門尉茂清(26)と小山五左衛門尉茂成(26)への相給形態の知行宛行状であろう。

肥前国三根郡西嶋本分之内三百廿壹石壹斗八升六合四杓、江向之内百七拾三石四斗式升一合、田嶋之内百斛四斗壹杓、合而五百九拾五石地之事、宛行畢

評付  
有別紙者早任先例之旨、可領地之状如件

慶長十六年正月十一日

勝 茂 (花押)

石井清五左衛門尉とのへ

肥前国三根郡西嶋本分之内式百廿壹石九斗六升六合、江向之内百廿仁斛四斗七合五杓、田嶋之内七拾五石六斗式升六合五抄、合而四百廿石地之事、宛行畢、評付  
有別紙者早任先例之、可領地之状、如件

慶長十六年正月十一日

勝 茂 (花押)

佐賀藩初期の検地と知行政策

すなわち、検地に続いて強行された三部上地により、家中の知行高が大きく減少したのみならず、知行地も割替えられて大きく変動したのである。その結果、家中の知行地が分断されて錯綜するに至り、知行地と蔵入地との入組みも一段と促進された。一部の大配分の一円的知行地はともかく、個々の家中の村落支配は大きく制限されるに至ったのである。

さて、改めていうまでもなく三部上地の直接の契機となったものは、徳川幕府の一連の普請課役の重圧が領主財政を大きく圧迫したことにあった。佐賀藩の場合は竜造寺氏の領国が戦国末期にわかに縮少し、しかも藩主が鍋島氏に交代したにもかかわらず竜造寺氏の一族は依然として巨大な知行地を擁して残存していた。このため表高に応じて賦課される普請役は蔵入の比率の小さかった鍋島氏には殊に大きな財政上の打撃を与えたのである。例えば、慶長十五年の名古屋城普請に際し、鍋島氏は

肥前 鍋島信濃守勝茂

四拾六万四千百四拾六石八斗 三割加て

本三拾五万七千三拾六石<sup>(27)</sup>

と表高三五万七、〇三六石に対して三割増しの役高を負担させられた。このため、同年春年と推定される国許への勝茂の書状<sup>(28)</sup>には

猶以、爰元惣様之躰、勘右衛門尉可申達候間、書中不具候、以上

今度罷上候て上方之様子見聞候処、手前<sup>(鍋島茂里)</sup>はたと相統間敷躰ニ相成候ニ付、主<sup>(坂備茂安)</sup>水・成・十右、其外年共寄候者

□、いかか可仕之由談合申候処、存寄之儀共有之事候条、為談合、細碎勘右衛門尉ニ相合、親類中へ一ツ書を以申越候、立入談合候て、先様相統候様ニ□達尤候、今之躰ニ候ハハ中々不相統、可自減儀、眼前候条、能々四人

之衆へ談合申、加(鍋島直茂)州得御意、何之道ニも先様相かかハるへき仕置、今年ニ為相究と存候、其元にて存候ニハ、当年コもとの様躰相違申候、従是申遣候筋ニ被相澄候ハハ可然存候、去年之御普請衆、又今年尾州御普請被仰付儀ニ候、か様ニ候へハ、造作苦勞之所も御構なく、御仕置殊外御急之躰と相見え候条、来年又九州衆ニ御普請可被仰付候間、万事其校量候て、此書中之通、加州へ能々可申上候、謹言

〓月九日

勝茂(花押)

(鍋島直茂)  
生三

(久納茂俊)  
久市右

(石井茂清)  
石清五左

(三浦襄純)  
三四郎右まいる

とあつて、「今之躰ニ候ハハ中ニ不相統、可自滅儀、眼前候条、能々四人之衆へ談合申、加州得御意、何之道ニも先様相かかハるへき仕置、今年ニ為相究と存候」と公儀普請役の遂行から必然化された藩財政の窮乏を打開するためには抜本的対策を構じる必要があり、その方途を模索していることが伝えられている。こうして慶長十五年の名古屋城普請課役による大きな打撃が、勝茂をして全家臣団に対しての三部上地による蔵入地の拡大策と、反米返上の名儀で一〇〇石につき七〇石の出来を命じる決意をさせたのであつた。

同年霜月十一日付の村田八助宛家老多久長門守等連署書状(29)には、

(鍋島勝茂) 信濃守所ル飛脚被申付候間、幸ニ一書令啓上候、然者、当領分之儀、悉皆被相改、上下大小共ニ、不殘百石ニ付三十石之分差上申事候、雖然責様御知行之儀者、信州存寄を以、已前ニ不相替様ニと被申付候、次ニ今度尾州御普請、過分之入用付而、家中借銀不及力ニ候間、為返納、百石ヲ七十石宛之反米を被申付候得共、是も御手前之儀ハ

佐賀藩初期の検地と知行政策



佐賀藩初期の検地と知行政策

指迎被申候、旁以、信州心付不大形候条、其御心得御尤候、為御存候、恐惶謹言

霜月十四日

多 (安順)  
長門守判

武 (茂藩)  
主殿助判

須 (信州)  
下給守判

諫 (近世)  
右近佑判

村 八介様

人々御中

とあり、慶長十五年には竜造寺氏の本家格である村田家を除く家臣団に、三部土地が実施された。なお、竜造寺一門、すなわち諫早・武雄・多久・須古の竜造寺四家は、つづいて元和七年にも三部土地を強制され、二度にわたる三部土地の結果、それら竜造寺一門四家の知行地は半減するに至ったのである。こうして鍋島氏は公儀普請役の負担を土地と反米賦課という形で家臣団に転嫁し、同時に鍋島氏と家臣団との間にヒエラルヒーを確立したのである。

それでは三部土地に際し、どのような地域が蔵入地化されたのであろうか。つぎに竜造寺氏一門に則して検討してみよう。まず多久の竜造寺長信が天正十八年三月七日付で豊臣秀吉から安堵された知行高三万二、八〇〇石の知行地は、「水江事略」<sup>(30)</sup>によるとつぎのとおりであった。

三根郡之内 (矢俣)

佐賀郡之内 (萩野・尼寺ノ内・上嘉瀬・八戸・真木・木原・竹藤・南里・新郷・鹿子)

杵島郡之内 (志久・北方・医王寺・焼米・福母・喜佐ノ木・大渡・山口・砥川・枕島)

小城郡之内 (多久・別府・納所・北浦・深河・江里山・初田ヶ里)

すなわち、三部土地前の多久家の知行地は小城郡西南部・杵島郡東部・佐賀郡中南部・それに三根郡の一部に広範  
 圍にわたって存在していた。ところが、まず慶長十五年、尼寺・八戸・真木・木原・竹藤・南里・新郷・飯盛・末次  
 ・袋・矢俣・北浦・深河・江里山・初田ケ里・山口など、佐賀郡と小城郡東部を中心とする十七ヶ村の田畠四、九〇  
 〇石に対して三部土地が実施された。残余の領分とその物成高を慶長十六年亥正月拾八日付「御領分村目安」<sup>(3)</sup>によっ  
 て示せば、つぎのようになる。

米三千貳百七拾九石八斗八升三合

同千百七拾九石壹斗七升四合

同千七百廿五石九斗八升

同四百八拾石五斗五升

同三百拾三石九升

同五百六拾九石

同八百八拾七石四斗

同貳百六拾九石八斗

同百九拾四石九斗

同三百八拾貳石三斗

同五百七拾三石貳斗

同百八拾八石五斗

同六拾石

同千五拾石

多久村

別府村

砥川村

萩野村

山口之内

福母村

北方村

大渡村

杵島村

喜佐木村

志久村

永崎ケ里

焼米村

上嘉勢<sup>(郷)</sup>

副島系正給

佐賀藩初期の検地と知行政策

同百廿三石壹斗六升

同八拾石壹斗

同八百廿八石六升三合

右合米壹万貳千八百八拾五石壹斗

内

米壹万五千五百廿九石

内五十石 内儀

同六百五拾六石壹斗

内

三百廿五石五斗

百四拾貳石壹斗

百拾九石

外二六拾九石五斗

外二

米拾三石

長門數私領  
別府町成

副 喜兵衛給  
下 簀具

鍋 左馬助給  
上 簀具

納所村

私

与中

内 二百五拾八石三斗四升与中知行

副 嘉兵衛

鍋 左馬助

副 兵左衛門

同人 給

右の物成高一万二、一八五石壹斗のうちには、多久領の物成のほかは、このとき多久長門守の指揮にあつた若干の勝茂直參の家中知行地の物成が含まれているが、慶長十五年の三部上地で多久氏の知行地は小城郡の多久地方と杵島郡の一部に縮少し、物成高もそれまでの一万六、〇〇〇石より一万一、五〇〇石に半減した。のみならず元和七年には、さらに佐賀郡のうちの上嘉瀬、それに砥川・福母・喜佐木・大渡の杵島郡東部の四ヶ村、都合五ヶ村の田畠と小物成

・合米三、九二八石三斗四升九合の上地をつぎの如く余儀なくされたのであった。

多久長門守差上候在所(32)

一米七百九拾壹石六斗六升

但、一村之内庄屋敷且米四拾石壹斗貳升四合除ク

一米千九百拾石七斗五升六合

内 米百五石五斗三升 友田満江物成

一米五百七拾三石八斗三升三合

一同貳百六拾九石八斗

一同三百八拾貳石三斗

右合米三千九百貳拾八石三斗四升九合

内

米三千四百五拾石

同百貳拾六石五斗五升

同拾三石

同貳百貳石

同五斗六升

同八斗九升五合

同六斗貳升五合

同壹石

佐賀藩初期の検地と知行政策

嘉世村(願)

砥川村之内

福母村

大渡村

嘉佐木村

但巻方千五百石ヨリ

三部

伊王寺(医)諸所代

志久村右同

副 兵左衛門知行

桃島代

石井彦左衛門・富岡伍左衛門存

伊王寺小物成代

同人存

同所 小物成代

常置太郎右衛門存

同所 萱野代

同人存

北方久津具萱野代

佐賀藩初期の検地と知行政策

同老斗

同式石四斗四升四合

同老斗七升五合

同百三拾石

同老石

以上

石井彦左衛門・富岡伝左衛門存  
焼米小物成代

同人存  
萩野村右同

同人存  
同所右同

古賀皆木村代

同所小物成代

元和の三部上地では本田畠のみならず、領主的経営の積杆をなす配分地の山林・原野の没収が実施されていることが注目されるが、二回にわたる三部上地の結果、多久家の知行地は小城郡西部と杵島郡の一部に大きく削減され、物成高もさきの一万一、五〇〇石からさらに七、五七一石余に半減している。

同様に、天正十七年来、高来郡伊佐早庄を中心に彼杵・藤津・小城郡の諸所に所領を有していた諫早家に対し、小城郡を中心に藤津・彼杵郡の諸所が、また同じく杵島郡の塚崎庄・長島庄と下松浦郡の有田・小城郡の東郷・佐賀郡の嘉瀬を有していた武雄家に対し、まず慶長十五年小城郡の北方・杵島郡の柘島・西松浦郡の桃川等に、つづいて元和七年杵島郡の上野・川古・小野原・川上・黒岩・本部、または西松浦郡の堤川等に三部上地が実施されている。これによって、諫早氏の知行地は高来郡を中心に藤津郡と彼杵郡の一部に、また武雄氏のそれは杵島郡西南部と藤津郡の一部に著しく縮少されて、必然的に物成高も、前者が二万一、三八七石余から一万〇、四八〇石に、後者も同じく一万七、二九八石余から八、六二八石余に一挙に半減するに至ったのである。

一方、こうした家臣団知行地の削減とはうらはらに蔵入地の量的拡大がおし進められた。すなわち、代官所が三部上地の家中の知行地を包摂しつつ、佐賀城の存在する佐賀郡を中心に領内の要地に設置されたのである。例えば慶長十五年十一月、代官所が佐賀郡の川副郷に物成高一万五、二五〇石余<sup>(33)</sup>、杵島郡の白石郷内に同じく六、一七〇石余<sup>(34)</sup>、

佐賀郡の与賀郷内に九、九四六石余、藤津郡に一、一六五石余、養父郡の轟木に三八八石余、さらには佐賀郡と神崎郡に三、九九七石余<sup>(36)</sup>という具合に設置されており、蔵入地は生産力の最も進んだ佐賀郡・神崎郡の平担部を中心に杵島郡東部・藤津郡西部・西松浦郡に多久・武雄・須古・諫早の竜造寺氏一門四家の所領を分断する形で拡大し、それによって、かつて竜造寺氏一門をはじめとする家臣団の知行地であった地域にも藩権力が滲透していくこととなった。

それでは、三部上地によって蔵入地はどの程度増加したのであるうか。慶長九年の「当物成目安」には、「本蔵入米」三万六、一四〇石八斗のほか「余田米」(新蔵入)一万九、一五一石七斗、「和泉守江戸料」三、一〇〇石が計上されており、合わせて蔵入高は五万八、三九六石五斗であった。ところが慶長検地と三部上地後の元和六年の「江戸御証人之品詰料銀割符」には、「御蔵入」は七万七、六九七石三斗三升三合と記載されており、慶長九年に比較して一万九、三〇〇石八斗三升三合の増加である。さらに元和三部上地後の寛永四年の「目安」<sup>(37)</sup>では、蔵入一一万八、八五七石五斗六升となっており、これは元和六年より四万一、一六〇石二斗二升七合、慶長九年より六万〇、四六一石六升の増加となり、二回の三部上地による没収高は開発高とともに蔵入地の拡大を招来したのである。

しかも、留意すべきことには、この間、勝茂が慶長十四年弟忠茂に定米一万石(知行高二万石)を与えて鹿島鍋島家を創設したのにつづいて、例えば元和三年四月に長男元茂に佐賀郡を中心に小城・神埼・杵島の四郡にまたがる直茂の隠居分定米一万〇、三六三石三斗(知行高一万七、二七三石三斗)<sup>(38)</sup>と直茂付の傍侍八三名を、さらに同年十二月江戸詰の勘忍料という名目で小城・杵島郡の内にて定米一万〇、〇一八石余(知行高一万六、六九七石九斗二升)と直臣七七名を与えて小城鍋島家を創設していたことである。そして、さらに下って寛永十六年九月には、「蔵入家中共二、知行三万五千六百廿石二斗、甲斐守江とらせ候、知行所之儀ハ、来年我等下候てより、可申渡と存候」<sup>(40)</sup>と五男直澄の江戸詰の賄料を地方知行に切り換えることを指示して、翌十七年新たに知行三万五、六二四石二斗を与えて蓮池鍋島家

佐賀藩初期の検地と知行政策

を創設していたのである。

ところで、元和七年五月、小城の鍋島元茂は勝茂に対し、「拙者知行在所之儀、於此地、成富兵庫助・石縫殿助・勝屋勘左衛門尉を以申上候様ニ、当年地より三部被召上候儀は、御意次第と申上候、相成而被下候御知行之儀は、損毛など仕候へハ、江戸勘忍不相統、重而御無心申上外無御座候間、能在所被仰付候様ニ為可申上、生三迄太田六左衛門尉・藪田又左衛門尉差下申候」と表明して、同年八月には童造寺氏一門四家と同様に佐賀郡の本庄と多布施、それに杵島郡之内佐留志・同郡山口之内・同郡大町等の三部上地を行った。そして、これに対し改めて「小城郡山内一職、

第3表 元和3年4月宛行の小城鍋島家の知行地

知行地	定米(物成高)	面積	備考
	石	町畝 歩	
本庄	1,160.76	96.2316	佐賀郡与上郷
多布施	1,152.71	93.77	佐賀郡与上郷
藤之木	461.06	39.02	佐賀郡中佐郷
六角村	2,220.71	239.57	杵島郡白石六角郷
郷司給	1,210.54	113.1802	杵島郡白石秀郷
小田村	930.00	96.4619	杵島郡横田郷
乙柳	276.49	28.2706	小城郡南郷
西川	100.00	15.2621	小城郡西郷
蒲田口	1,368.27	1,368.27	神崎郡蒲田郷
佐嘉山	1,482.81	189.3311	神崎郡
計	10,363.30	1,039.19	

〔注〕「御家由来」によって作成。

第4表 元和3年12月宛行の小城鍋島家の知行地

知行地	高米(知行高)
小城郡声刈之内	4,816.2430
杵島郡佐留志	5,051.6116
杵島郡山口之内	2,219.8340
杵島郡大町	2,800.
(西松浦郡)カ 杵島郡山代	1,810.2350
計	16,697.9200

〔註〕「元茂公御年譜」(一)によって作成。

談合之上を以、其方知行ニ相定候事、付、小城郡ニ而不足之分、佐保川島・山代一職ニて」と、新たに小城郡の山内と佐賀郡の佐保川島、それに松浦郡山代郷一職が元茂の知行に加えられることになったのである。なお、これよりさき元和三年に二回にわたり元茂に与えられた

定米二万石余の知行高は、元和六年十一月の「江戸御証人之品詰料銀割符」にみるように元茂の蔵入地のみであって、このとき身分上まだ勝茂直参の家中であつた元茂の御側侍の定米一万八、九七四石五斗三升五合は元茂の蔵入高二万石とは別になつていた。しかし、翌元和七年八

月の三部上地と同時に御側侍の知行が元茂の知行に含まれることになり、御側侍もまた元茂に対し若干の土地を行ったのである。

こうして、元和七年九月廿一日付の鍋島生三宛元茂書状に、「我等知行、小城之内一所ニ山内迄も被相加被下候儀、誠以忝次第、可申上様無御座候、殊小城手寄と候て佐保河島被仰付候、家中之者迄も悦申由此地へ申越候」とあるように、小城郡とその周辺および飛地の山代地方からなる小城鍋島領が形成され、その知行地が確定したのである。その知行高は寛永四年直茂の後室陽泰院の化粧田三〇〇石等が増増されて、寛永十九年には五万八、六〇二石、五ツ成の物成にして二万九、三〇一石となり、その後家臣団の知行高表示がすべて四ツ成に統一された明暦二年には、知行高はさらに増加して七万三、二五二石五斗に達した。

一方、はじめ直澄に与えられた知行地は佐賀・神埼・杵島・藤津・西松浦郡の内にて知行高三万五、六二四石二斗、五ツ成の物成で一万七、八一二石二斗であったが、翌十七年八月、さらに「内方造作料并傍之者知行切米其外入具一職」として物成で三、二三七石五斗三升八合の知行が増増された。<sup>(44)</sup>注目すべきことは、その際、つぎのように直澄知行地の神埼郡への割替が指示されていることである。

一右知行ニメ六千四百七拾五石余之儀、蓮池ノ北城近所ニ而、神崎郡之内、相渡可然候

一去年、甲斐守へとらせ候知行之内、物成貳千石、佐賀郡之内、上佐賀ニて相渡候へとも、是も蓮池ノ池近所ニて相渡候ハハ、先様可然候ハんと存候条、一所ニ相渡可申候、此段甲斐守へも申遣候、委敷ハ野副藤左衛門尉可申  
達候、謹言

八月廿二日

信濃守

勝茂(黒印)

多久美 作殿

諸岡彦右衛門尉

佐賀藩初期の検地と知行政策



第5表 上級家臣団の構成(明暦2年)

	氏名	物成	備考
		石	
1	鍋島加賀守	29,301	小城鍋島家(小城支藩)
2	鍋島甲斐守	21,050	蓮池鍋島家(蓮池支藩)
3	鍋島山城	3,610	白石鍋島家(親類)
4	鍋島泉守	8,000	鹿島鍋島家(鹿島支藩)
5	鍋神代大和守	4,665.1	川久保神代家(親類)
6	鍋諫早豊前守	10,480	諫早家(親類同格)
7	鍋島能登守	8,640	武雄鍋島家(親類同格)
8	鍋多久美作守	8,640	多久家(親類同格)
9	鍋村伊平	4,308	村田家(親類)
10	鍋島伯耆太守	3,300	須古鍋島家(親類同格)
11	鍋島主水	3,000	横岳鍋島家(家老)
12	鍋島志摩守	2,400	深堀鍋島家(家老)
13	鍋島中務少助	2,205	神代鍋島家(家老)
14	鍋島縫殿	2,020.5	姉川鍋島家(家老)
15	鍋島式部	2,000	太田鍋島家(家老)
16	鍋島市正	2,030	倉町鍋島家(家老)
17	鍋島玄番	1,200	千葉鍋島家(家老)
18	鍋島監物	1,080	納富鍋島家(着座)
19	鍋島喜左衛門	900	山代鍋島家(着座)
20	鍋有田勘解由	880	有田家(着座)
21	鍋島半人	713	伊万里鍋島家(着座)
22	鍋石井兵庫	703.2	石井家(着座)
23	鍋島六左衛門	515	(着座)
24	中野数馬	552	中野家(着座)
25	大木兵部	500	大木家(着座)

〔註〕「泰盛院様御印帳」によって作成。

創設されたため、佐賀・神埼・杵島・松浦・藤津郡の蔵入地を分散的に割譲せざるをえず、極端な分散知行となった。このため知行地の配分にあたって、佐賀郡蓮池に接続する神埼郡東南部への替地が努めてなされたのであった。しかし、ここで重要なことは、いずれも二回にわたる竜造寺一門を中心とする三部土地によって集積された蔵入地を割いて知行地が形成されていることであり、竜造寺一門をはじめとする一般家臣団の知行地削減とはうらはらに鍋島氏直系一門の知行地の創出と拡充が積極的になされたのであった。

こうして、三部土地による没収高が再配分されて、新たに小城・蓮池・鹿島・白石等の鍋島一門が成立した。上級

すなわち、小城の元茂の知行地が西松浦郡の山代地方に飛地を有するとはいえ、小城郡に集中されてほぼ一円的に存在していたのに対し、蓮池領の神埼郡への割替が極力意図されているのである。同じ鍋島氏直系一門でも、鹿島鍋島が慶長十四年小川氏の遺領を、また小城鍋島家が元和三年直茂の隠居領を基礎に、さらに白石鍋島家<sup>(45)</sup>が寛永十年譜代の重臣成富家の知行地を割いて成立したのに対し、蓮池鍋島家は領国の知行配置が確定した後の寛永十六年新規に

家臣の家格序列と物成高がほぼ確立した直後の明暦二年八月晦日の着到帳である「泰盛院様御印帳」には、小城鍋島家を筆頭に蓮池鍋島家・白石鍋島家・鹿島鍋島家・川久保神代家等の鍋島一門が知行を大幅に増加されて諫早・武雄・多久・村田・須古の童造寺一族より分限帳の上位に列し、鍋島一門の合知行高（物成）六万六、六二六石一斗は童造寺五家の合知行高（物成）三万五、三二八石を大きく上廻るに至っている。そこでつぎに、以上みる知行政策によって家臣団の知行地がどのように配置され、どのような構成をもつに至ったか、知行地と蔵入地の関係に着目して考察することしよう。

【註】

- (1) 「肥陽旧章録」（佐賀大学付属図書館「小城文庫」所蔵）。
- (2) 「極密調手扣物 全」（佐賀県立図書館所蔵）。
- (3) 「勝茂公御年譜」卷之四（右同）。
- (4) 「鍋島直茂書状」『佐賀県史料集成』第十一卷二九―三〇頁）。
- (5) 『佐賀県史料集成』第十一卷一三七―一三八頁）。
- (6) 『佐賀県史料集成』第一〇卷八九―九一頁）。
- (7) 「鍋島勝茂知行宛行状」『佐賀県史料集成』第十一卷二二―二三頁）。
- (8) 長野暹「佐賀藩確立期の財政構造に関する一考察」『佐賀大学経済論集』第十一卷二〇―二二頁）。
- (9) 右同三五―五一頁）。
- (10) 「鍋島勝茂書状」『佐賀県史料集成』第十一卷一九九―二〇一頁）。
- (11) 「江戸御証人之品詰料銀割符」（佐賀大学図書館小城文庫「肥陽旧章録」所収）。
- (12) 「慶長比之御書物」（佐賀県立図書館所蔵）。
- (13) 「某鍋島直茂書」『佐賀県史料集成』第十三卷三頁）。
- (14) 「泰純比山水上坊寺領高積書」『佐賀県史料集成』第五卷）。

佐賀藩初期の検地と知行政策

佐賀藩初期の検地と知行政策

- (15) 「多久安順外三名連署状」『佐賀県史料集成』第十三卷五四―五五頁。
- (16) 「慶長比之御書物」。
- (17) 「多久安順外三名連署定書」『佐賀県史料集成』第十三卷四九―五四頁。
- (18) 「直孝公御代 上」『長崎県・史料編』第二卷七五―三頁。
- (19) 「勝茂公譜考補」三乾(佐賀県立図書館所蔵)。
- (20) 「鍋島勝茂自筆書状」『佐賀県史料集成』第八卷六一頁。
- (21) 「鍋島勝茂自筆書状」『佐賀県史料集成』第八卷六四―六五頁。
- (22) 『佐賀県史料集成』第十一卷二二―二頁。
- (23) 「鍋島勝茂判物」『佐賀県史料集成』第十一卷二〇九―二一〇頁。
- (24) 「鍋島勝茂判物」『佐賀県史料集成』第二〇卷一〇七―一〇八頁。
- (25) 「鍋島勝茂判物」『佐賀県史料集成』第十九卷二七―四頁。
- (26) 右同二九―二九二頁。
- (27) 「尾陽始君知」『大日本史料』第十二篇之六、一、〇二三頁。
- (28) 「鍋島勝茂書状」『佐賀県史料集成』第十一卷一九八―一九九頁。
- (29) 「村田家記」(佐賀県立図書館所蔵「勝茂公譜考補」三乾所収)。
- (30) 佐賀県立図書館所蔵。
- (31) 「元和七年  
慶安五年三部地被差上候扣写」(佐賀県立図書館所蔵)。
- (32) 右 同。
- (33) 「鍋島勝茂黒印状」『佐賀県史料集成』第十一卷二〇九頁。
- (34) 「鍋島勝茂判物」『佐賀県史料集成』第十九卷二七―三頁。
- (35) 「鍋島勝茂判物案」『佐賀県史料集成』第二〇卷五九頁。
- (36) 「鍋島勝茂代官所宛行状」『佐賀県史料集成』第二〇卷二九〇―二九二頁。
- (37) 「泰盛院様御代御書物書類」(佐賀県立図書館所蔵)。
- (38) 「御家由来」(佐賀大学付属図書館「小城文庫」所蔵)。

- (39) 「元茂公御年譜」二（佐賀県立図書館所蔵）。
- (40) 「鍋島勝茂覚書」『佐賀県史料集成』第一〇卷三九二―三九七頁。
- (41) 「鍋島元茂書状」『佐賀県史料集成』第十二卷三〇四―三〇五頁。
- (42) 「御家由来」(佐賀大学付属図書館所蔵「小城文庫」)。
- (43) 「鍋島元茂書状」『佐賀県史料集成』第十二卷三〇四―三〇五頁。
- (44) 「鍋島勝茂書状」『佐賀県史料集成』第九卷一〇八一―一〇九頁。
- (45) 勝茂は寛永十年、成富家の養子となっていた八男直弘に同家の知行のうち一、〇〇〇石を分知せしめて一家を創設し、のち数回加増をおこなって、正保三年鍋島姓を与えて一門に加えた。これが白石鍋島家である。年紀を欠く霜月十三日付勝茂書状には、「猶以、山城へ加増申候儀、時分柄候条、其元にても其沙汰無之様ニ、竊相渡可然候」・「就其、知行千石、為加増、遣候間、三根郡神崎間ニ而、小城守勝手次第、可被相渡候」(『佐賀県史料集成』第八卷一八九頁)とあり、三根・神崎・佐賀郡等の蔵入地を割いて知行地が配分されたことがわかる。

第一図 「大小配分石高帳」にみる主たる知行地の分布

